

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日発行)

## 目 次

- ◇ 規 則
  - 市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
  - 鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則
  - 鳥取県高等学校校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則
- ◇ 教 委 規 則
  - 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則
  - 鳥取県高等学校校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

## 規 則

市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十三号

市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和五十年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「 $(A \times B \times 0.75) \times 0.999169$ 」を「 $(A \times B \times 1.3859 \times 0.75) \times 0.999160$ 」とし、  

$$\left\{ \left( \sqrt{\frac{a}{b} + 1.1384} \right) \times 1.0090 \right\} \times 0.8974$$
 を  

$$\left\{ \left( \sqrt{\frac{a}{b} + 1.1384} \right) \times 1.0090 \right\} \times 0.8273$$
 と改め、

第六条中「 $A \times \frac{67}{72} \times B \times 0.75$ 」 $\times 0.999747$ 」を「 $(A \times B \times 1.1350 \times 0.75) \times 0.999747$ 」とし、  

$$\left\{ \left( \sqrt{\frac{a}{b} + 1.1114} \right) \times 1.0348 \right\} \times 0.7842$$
 を

$$\left\{ \sqrt{\frac{a}{b} + 1.1114} \right\} \times 1.0348 \left\{ \times 0.7821 \right\} \text{に改める。}$$

附 則

この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表第九十号中「建築許可申請手数料」を「建築等許可申請手数料」に改め、同表第九十一号中「特殊建築物敷地許可申請手数料」を「特殊建築物等敷地許可申請手数料」を改め、同表第九十五号中「又は」を「若しくは」に改め、「建築」の下に「又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設」を加え、同表第九十六号中「第四号まで」の下に「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第九十七号中「市街化調整区域内」を「市街化調整区域内等」に改め、同表第九十八号中「予定建築物」を

「予定建築物等」に改め、同表第九十九号の次に次の一号を加える。

百九十九の二 市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請

手数料

宅地の面積が一ヘクタール未満の場合 二千円

一ヘクタール以上の場合 四千元

別表第二百号中「又は」を「若しくは」に改め、「建築」の下に「又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改め、同表第一号(㉞)中「第五号」を「第四号」に改め、同号(㉞)から(㉟)までを次のように改める。

(㉞) 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和五十年三月鳥取県条例第一号）

第一条の規定に基づく手数料

(31) 削除

(32) 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)第一条の規定に基づく手数料

別表第一第一号の中「証明書交付手数料」を「証明手数料」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第三条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三条の二関係)」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条本庁の項の次に中部総合事務所及び西部総合事務所の項として次

のように加える。

中部総合事務所及び西部総合事務所

電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年年度分の予算から適用する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

社会教育課 視聴覚係、成人教育係、青少年教育係

社会教育課	視聴覚係、成人教育係、青少年教育係
同和教育課	同和奨学係、指導係

に、

体育保健

課 給食係、保健係、体育係

を

体育保健課

給食係、保健係、

体育係、国民体育大会準備室

に改め、

同和教育室

を削る。

第三条社会教育課の項の次に同和教育課の項として次のように加える。

同和教育課

- 一 同和教育の企画に関する事。
  - 二 同和对策奨学事業に関する事。
  - 三 同和教育の指導に関する事。
  - 第三条体育保健課の項に次の二号を加える。
  - 十 国民体育大会の誘致に関する事。
  - 十一 国民体育大会関係施設の整備に関する事。
  - 第三条同和教育室の項を削る。
  - 第五条第二項中「及び同和教育室長」を削る。
  - 第六条第一項第一号中「又は同和教育室長」を削り、同条第二項中「室長補佐」を削る。
  - 第七条第一号中「及び同和教育室長」を削り、同条第六号中「及び室長補佐」及び「又は同和教育室長」を削る。
  - 第十条中「又は同和教育室長」を削り、「つ度」を「都度」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。
- (教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
- 2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第三条関係)」に改め、同表第二号中「室長補佐・白兔荘管理者」を削る。

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則(昭和四十八年三月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

- 第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 情報処理教育に係る生徒の実習に関する事。
- 第三条第一項中「及び研修第三課」を「、研修第三課及び情報処理教育課」に改め、同条第三項研修第一課の項中「教科(理科を除く。)」を「教科(理科並びに工業及び商業に属する科目のうち情報処理に係る科目を除く。)」に、「教育」を「教育(情報処理教育を除く。)」に改め、同条第三項研修第三課の項の次に情報処理教育課の項として次のように加える。

情報処理教育課

- 一、情報処理教育についての研修に関すること。
  - 二、情報処理教育に係る生徒の実習に関すること。
  - 三、情報処理教育についての研究調査に関すること。
  - 四、情報処理教育に関する資料の管理に関すること。
- 附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 学習成績の評価、単位の認定等」を「第五章 成績の評価、単位の認定等」に改める。

第五章の章名及び第十七条（見出しを含む。）中「学習成績」を「成績」に改める。

第十八条第一項中「学習成績」を「成績の評価」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

入学は、学年の始めとする。

第二十一条中「高等学校の生徒の」を削り、「はじめに行なう」を「始めに行う」に改める。

第二十二条及び第二十三条中「高等学校の生徒の」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条第一項中「寮母」の下に、「介助職員」を加える。

第四十六条の二第三項中「当該学校の」の下に「教頭又は」を加え、「きいて」を「聴いて」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則（昭和四十九年十二月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定のうち境水産高等学校の項中

専攻科
水産学科

漁業科
を
専攻科
水産学科
機関科
海洋科

に改める。

附則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「寮母」の下に「、介助職員」を加える。

第十三条中「生徒の出席時間数及び学習成績」を「児童及び生徒の出席状況及び平素の成績の評価」に改める。

第十四条第二項中「学習成績」を「成績の評価」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立養護学校学則（昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

鳥取県立皆生養護学校				鳥取県立鳥取養護学校		校 名	部及び学科	修業年限	収容定員	位 置
高等部	中学部	小学部	幼稚部	中学部	小学部	鳥取市吉方温泉 三丁目七〇一	部及び学科	三年	三〇人	
普通科		三年	六年	一六人	三年		六年	三年	一五人	
						米子市東福原 一、四〇一の一		三年	二〇人	

第三条第一項中「講師」の下に「、介助職員」を加え、同条第三項中「定数は、」の下に「学校ごとに」を加える。

第十五条第一項中「出席時間数及び学習成績」を「出席状況及び平素の成績の評価」に改め、同条第三項中「学習成績」を「成績の評価」に改める。

第十七条中「肢体不自由者で、」を削り、「該当する者」の下に「で別に定めるもの」を加える。

第十八条の二第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

校長は、小学部及び中学部においては、編入学を希望する者に対して、その年齢及び心身の発達状況を考慮し、相当の学年に入学を許可することができる。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県高等学校校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県高等学校校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校校定時制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（修学奨励金の返還債務の免除）

第十一条の二 修学奨励金の返還債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の定めるところによる。

2 修学奨励金の返還債務の免除を受けようとする者は、高等学校校定時制課程修学奨励金返還免除願書（様式第五号の二）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の返還免除願書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還債務を免除すべきものと認めたとときは、免除の決定をし、その旨を本人に通知しなければならない。  
様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第5号の2 (第11条の2 関係)

高等学校定時制課程修学奨励金返還免除願書

鳥取県教育委員会 殿

下記のとおり修学奨励金の返還を免除して下さるようお願いいたします。

年 月 日

決定番号 第 号

本人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

連帯保証人住所氏名 - 郵便番号 -

記

借受期間	年 月 から 年 月 まで	借受総額	円
返還済額	円	返還免除希望額	円
理由			

注 添付書類

- 1 高等学校の定時制の課程を卒業したとき、又はこれと同等の事由によるときは、その事実を証する書類
- 2 死亡したときは、戸籍抄本及び連帯保証人の所得証明書
- 3 精神又は身体に著しい障害を受けたことによるときは、診断書及び連帯保証人の所得証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。